

新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (評価案)

令和元年（2019年）12月
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

2. 社会保障

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進 【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討 ⇒「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」を開催し、以下の結論を得た。 ○3年に1度の国民生活基礎調査（大規模調査）において算出している「日常生活に制限のない期間の平均」を引き続き「健康寿命」として取り扱う。 ○加えて、要介護度を活用し、毎年、国民生活基礎調査よりも細分化された地域毎に算出可能な「日常生活動作が自立している期間の平均」を補完的指標として活用する。 ○補完的指標によっても解決が難しい課題として、健康寿命の要因分析のさらなる進展や、施策の効果・進捗を評価するための適切な指標（KPI）の設定があり、これらについての研究を推進することが必要。 ○2016年を起点として、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とする。 【指標②】 高齢者の就業・社会参加率 ⇒・60～64歳 68.8% ・65～69歳 46.6% ・70～74歳 30.2% ・75歳以上 9.8% （いずれも2018年度）</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,959人（39,344人）（2017年（2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（950万人）（2016年度（2012年度））</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒1%増（1%増）（2015年度（2014年度））</p> <p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【減少】 ⇒65-69歳：1.6% 70-74歳：3.0% 75-79歳：7.0% 80-84歳：16.9% 85-89歳：31.8% 90歳以上：49.4%（2018年度）</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】 ⇒73.6(76.1)（2017年(2016年)）</p> <p>○仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合【2025年度までに40%】 ⇒37.1%（27.9%）（2019年（2016年））</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】 ⇒自治体：1,180(1,003)（2018年(2017年)） 広域連合：32(31)（2018年（2017年））</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】⇒53.1%（51.4%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○特定保健指導の実施率【2023年度までに45%以上】⇒19.5%（18.8%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】⇒3,718社（3,275社）（2018年度（2017年度）） ○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】 ⇒4,682団体（4,175団体）（2018年度（2017年度））</p> <p>○認知症カフェ等を設置した市町村【2020年度末までに100%】 ⇒81.1%（1,412市町村）（72.7%（1,265市町村））（2018年度末（2017年度末））</p> <p>○認知症サポーターの数【2020年度末までに1,200万人】 ⇒1,192万人（1,144万人）（2019年9月末（2018年度末）） ○認知症サポート医の数【2020年度末までに1万人】⇒9,878人（8,157人）（2018年度末（2017年度末））</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2020年度末までに6%】⇒4.9%（4.2%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】 ⇒胃がん（男）46.4%（45.8%）、胃がん（女）35.6%（33.8%）、肺がん（男）51.5%（47.5%）、肺がん（女）41.7%（37.4%）、大腸がん（男）44.5%（41.4%）、大腸がん（女）38.5%（34.5%）、子宮頸がん42.4%（42.1%）、乳がん44.9%（43.4%）（2015年（2012年）） ○精密検査受診率【2022年度までに90%以上】⇒胃がん81.7%（80.9%）、肺がん83.5%（80.3%）、大腸がん70.1%（68.3%）、子宮頸がん74.4%（72.5%）、乳がん92.9%（91.6%）（2015年（2014年））</p> <p>○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数【2021年度までに年間20,000件】 ⇒21,967件（2,251件）（2017年（2016年6月～7月の間））</p>	<p>1.糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進</p> <p>2. 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>3 i. がん対策の推進（がんの早期発見と早期治療）</p> <p>3 ii. がん対策の推進（がんの治療と就労の両立）</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28% ・40～60歳代女性の肥満者の割合19% ・20歳代女性のやせの者の割合20%】 ⇒20～60歳代男性の肥満者の割合32.8%（32.4%）、40～60歳代女性の肥満者の割合22.2%（21.6%）、20歳代女性のやせの者の割合21.7%（20.7%） （いずれも2017年度（いずれも2016年度））</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】 ⇒73.6(76.1)（2017年(2016年)）</p> <p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,959人（39,344人）（2017年（2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（950万人）（2016年度（2012年度））</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒1%増（1%増）（2015年度（2014年度））</p> <p>○低栄養傾向（BMI20以下）の65歳以上の者の割合の増加の抑制 【2022年度に22%以下】 ⇒16.4%（17.9%）（2017年度（2016年度））</p>	<p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】 ⇒3,718社（3,275社）（2018年度（2017年度））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】 ⇒4,682団体（4,175団体）（2018年度（2017年度））</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】⇒53.1%（51.4%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】⇒19.5%（18.8%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】 ⇒胃がん（男）46.4%（45.8%）、胃がん（女）35.6%（33.8%）、肺がん（男）51.5%（47.5%）、肺がん（女）41.7%（37.4%）、大腸がん（男）44.5%（41.4%）、大腸がん（女）38.5%（34.5%）、子宮頸がん42.4%（42.1%）、乳がん44.9%（43.4%）（2015年（2012年））</p> <p>○1日あたりの歩数 【2022年度までに ・20～64歳男性9,000歩、女性8,500歩 ・65歳以上男性7,000歩、女性6,000歩】 ⇒・20～64歳男性7,636歩（7,769歩）、女性6,657歩（6,770歩） ・65歳以上男性5,597歩（5,744歩）、女性4,726歩（4,856歩） （いずれも2017年度（いずれも2016年度））</p> <p>○予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体、被用者保険者等の数 【2020年度までに800市町村、600保険者】 ⇒市町村：823（563）（2018年（2017年））被用者257(165)（2018年（2017年））</p> <p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】 ⇒本年度、食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業において、普及啓発ツールの作成を進めているところ。</p>	<p>4. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発</p> <p>5. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>7. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命(※)の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○望まない受動喫煙のない社会の実現(2022年度) ⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a) 行政機関 8.1% (8.0%) (b) 医療機関 7.4% (6.2%) (c) 職場 30.1% (30.9%) (d) 家庭 7.4% (7.7%) (e) 飲食店 42.4% (42.2%) (いずれも2017年度(いずれも2016年度)) ※「第3期がん対策基本計画(平成30年3月9日閣議決定)」や「健康日本21(第2次)」においても同様の目標を設定</p>	<p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県数 【47都道府県】 ⇒36都道府県(2018年度)</p> <p>○受動喫煙防止対策助成金を利用した事業者数 【2019年度に1,000事業者】 ⇒458件(524件)(2018年度)(2017年度)</p> <p>○受動喫煙防止対策に係る相談支援を受けた事業者数 【2019年度に1,000事業者】 ⇒1,351件(1,128件)(2018年度)(2017年度)</p>	<p>8. 受動喫煙対策の推進</p>
	<p>○80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合【2022年度までに60%以上】 ⇒51.2% (40.2%) (2016年(2011年))</p> <p>○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加【2022年度までに80%以上】 ⇒72.6% (75.0%) (2015年(2013年))</p>	<p>○60歳の未処置歯を有する者の割合の減少 【2022年度までに10%以下】 ⇒34.4% (36.1%) (2016年(2011年))</p> <p>○60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 【2022年度までに45%以下】 ⇒62.0% (51.6%) (2016年(2011年))</p> <p>○過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 【2022年度までに65%】 ⇒52.9% (47.8%) (2016年(2012年))</p>	<p>9. 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</p>
	<p>○妊娠中の喫煙率・飲酒率 【2024年度に0%】 ⇒(喫煙率) 2.7% (2.9%) (2017年(2016年)) (飲酒率) 1.2% (1.3%) (2017年(2016年))</p> <p>○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少【2022年度までに1,000人当たり260人】 ⇒1,000人当たり267人(280人)(2016年度(2013年度))</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【低下】 ⇒73.6(76.1)(2017年(2016年))</p> <p>○妊娠・出産について満足している者の割合【増加】 ⇒82.8%(81.1%)(2017年(2016年))</p>	<p>○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合 【2024年度に100%】 ⇒98.0% (97.1%) (2017年(2016年))</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率【上昇】 ⇒5.4% (5.17%) (2017年度(2015年度))</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率 【2022年度までに50%以上】 ⇒子宮頸がん42.4% (42.1%)、乳がん44.9% (43.4%) (2015年(2012年))</p> <p>○相談しやすい環境を整備している女性健康支援センター数【増加】⇒33箇所(集計中) (2018年)(2019年)</p> <p>○子育て世代包括支援センター設置自治体数 【2020年度末までに全国展開】 ⇒983市区町村(1,717か所)(761市区町村(1,436か所))(2019年4月1日(2018年4月1日現在))</p>	<p>10. 生涯を通じた女性の健康支援の強化</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○乳幼児健康診査の未受診率【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が5.0%】 ⇒（3～5ヶ月児）4.5%（4.4%）（2017年（2016年）） （1歳6ヶ月児）3.8%（3.6%）（2017年（2016年）） （3歳児）4.8%（4.9%）（2017年（2016年））</p> <p>○むし歯のない3歳児の割合【2024年度までに90.0%】 ⇒85.6%（84.2%）（2017年（2016年））</p> <p>○全出生数中の低出生体重児の割合【平成28年度の9.4%に比べて減少】 ⇒9.4%（9.4%）（2017年（2016年））</p> <p>○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ【2028年度まで】 ⇒4人（2人）（2017年（2016年））</p>	<p>○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数【増加】 ⇒2020年6月より運用開始のため未把握。調査方法等は今後検討。</p> <p>○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数【増加】 ⇒2020年6月より運用開始のため未把握。調査方法等は今後検討。</p> <p>○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数【2021年度までに47都道府県】 ⇒28都道府県（6都道府県）（2018年（2017年））</p> <p>○都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数【2021年度までに47都道府県】 ⇒26都道府県（2018年）</p> <p>○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数【2021年度までに100人】 ⇒22人（2018年）</p>	<p>1 1. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討</p> <p>1 2. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的 な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（950万人）（2016年度 （2012年度））</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当 者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて 25%減少】 ⇒1%増（1%増）（2015年度 （2014年度））</p> <p>○適正体重を維持している者の増加 （肥満（BMI25以上）、やせ（B MI18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28% ・40～60歳代女性の肥満者の割合19% ・20歳代女性のやせの者の割合20%】 ⇒ ・20～60歳代男性の肥満者の割合32.8% （32.4%） ・40～60歳代女性の肥満者の割合22.2% （21.6%） ・20歳代女性のやせの者の割合21.7% （20.7%）（いずれも2017年度（いずれ も2016年度））</p>	<p>○国及び都道府県等による健康サ ポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以 上】 ⇒集計中（2020年3月末までに把 握予定）</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【増加】 ⇒1,355件(879件)（2018年度(2017 年度)）</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を 満たすヘルスケア事業者数 【2020年度までに100社以上】 ⇒123(102)（2018年(2017年)）</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経 営に取り組む企業数 【2020年度までに500社以上】 ⇒818(539)（2018年(2017年)）</p> <p>○協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサ ポートを得て健康宣言等に取り組む企業数 【2020年度までに3万社以上】 ⇒35,196(23,074)（2018年(2017年)）</p> <p>○かかりつけ医等と連携して生活 習慣病の重症化予防に取り組む自 治体、広域連合の数【増加】 ⇒自治体：1,180(1,003)（2018年 （2017年））広域連合：32(31) （2018年(2017年)）</p>	<p>13. 健康サポート薬局の取組の 推進</p> <p>15. 予防・健康づくりへの取組 やデータヘルス、保健事業につい て、多様・包括的な民間委託を推 進</p> <p>16. 企業による保険者との連携 を通じた健康経営の促進</p> <p>17. 保険者努力支援制度の評価 指標への追加などインセンティブ の一層の活用等</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○1日当たりの純アルコール摂取 量が男性40g以上、女性20g以上の 者の割合 【2020年度までに男性13%、女性 6.4%以下】 ⇒平成29年：男性14.7%、女性8.6%</p> <p>○2020年度までに、認知症の診 断・治療効果に資するバイオマ ーカーの確立（臨床試験取得1件以 上）、日本発の認知症の疾患修飾 薬候補の治験開始 ⇒血液バイオマーカーの分野において、 技術的にはほぼ確立しており、臨床的 な位置づけについてエビデンスを蓄積 （2019年11月現在） ⇒治験ニーズに対応するコホートの構 築を推進（2019年11月現在）</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未 満）【低下】 ⇒73.6(76.1)（2017年(2016年)）</p>	<p>○都道府県・指定都市における相談 拠点・専門医療機関・治療拠点機関 の設置又は選定数 【2020年度までに67自治体】 ⇒相談拠点（令和元年8月30日時点） アルコール：49自治体、薬物：39自治体、 ギャンブル等依存症：42自治体 ⇒専門医療機関 アルコール：34自治体、薬物：26自治体 ギャンブル等：24自治体 ⇒治療拠点機関 アルコール：25自治体、薬物：19自治体、 ギャンブル等依存症：18自治体 ○精神保健福祉センター及び保健所 の相談件数【増加】 ⇒（精神保健福祉センター） （平成29年度（平成28年度）） ・アルコール3,956件（4,204件）、薬物 4,207件（4,697件）、ギャンブル等3,370 件（2,689件） ⇒（保健所） ・アルコール16,349件（17,573件）、薬 物3,152件（3,938件）、ギャンブル等 1,473件（1,148件）</p> <p>○全国的な情報登録システム（オレ ンジレジストリ）への発症前も含め た認知症進行段階ごとにおける症例 等の登録合計件数【2020年度までに 合計1万件】⇒9,073件（5,764件） 内訳）軽度認知障害期：1,312件 （1,276件）前臨床期：7,761件（4,488 件）（2018年度（2017年度）） ○がんゲノム医療中核拠点病院又は がんゲノム医療拠点病院のいずれか を設置した都道府県数 【2020年度までに30都道府県】 ⇒26都道府県（9都道府県）（2019年 （2018年））</p>	<p>14. アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等</p> <p>18. 認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化 ⇒介護は指標③にある一人当たりの介護費の地域差縮減と同様。医療は現在データの精査中であり、今年度中に集計予定</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。(数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数 【2019年度までに240機関】 ⇒319機関 (277機関) (2018年度 (2017年))</p> <p>○精神障害者の精神病院から退院後1年以内の地域での平均生活日数【増加】※2020年1月頃公表予定</p>	<p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累計実施回数 【2019年度までに12回】 ⇒12回 (12回) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○「在宅医療と救急医療の連携に係る研修」の累計参加自治体数 【2019年度までに15自治体】 ⇒15自治体 (15自治体) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累積参加人数 【2019年度までに960人】 ⇒1,136人 (979人) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数 【2021年度までに150自治体】 ⇒75自治体(49自治体) (2019年度 (2018年度))</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数 【2021年度までに1,500事業】 ⇒291事業(204事業) (2019年度(2018年度))</p>	<p>23 i. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（話し合うプロセスの全国展開）</p> <p>23 ii. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築の推進）</p> <p>24. 在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開</p> <p>25. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。(数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度 ⇒・調査日に受診した病院を全体として「満足」と回答した外来患者割合59.3% (2017) 受療行動調査 (厚生労働省) ・調査日に入院している病院を全体として「満足」と回答した入院患者67.8% (2017) 受療行動調査 (厚生労働省)</p>	<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別 (高度急性期、急性期、回復期、慢性期) の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合 【2025年度に100%】</p> <p>○介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量【2020年度末に100%】 ⇒<介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況> 88.2% (2018年度)</p>	<p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 【2019年度末までに50%】 ⇒63% (2018年度)</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】 ⇒97% (2018年度)</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】 ⇒67% (2018年度)</p> <p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 【2019年度末までに50%】⇒63% (2018年度)</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】 ⇒97% (2018年度)</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合⇒67% (2018年度)</p> <p>【2018年度末までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関数【増加】 ⇒23,289機関 (2014年) 22,869機関 (2017年)</p>	<p>26 i. 地域医療構想の実現 (個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について検討)</p> <p>26 ii. 地域医療構想の実現 (公立・公的医療機関について民間医療機関では担うことができない機能に重点化するよう再編・統合の議論を進める)</p> <p>26 iv. 地域医療構想の実現 (病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討)</p> <p>34. 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の推進</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度 ⇒・調査日に受診した病院を全体として「満足」と回答した外来患者割合59.3% (2017) ・調査日に入院している病院を全体として「満足」と回答した入院患者67.8% (2017)</p>	<p>(高額医療機器の効率的な配置に係る指標を医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において検討し、2018年度末までに結論を得て骨太方針2019に反映) ⇒骨太2019に高額医療機器の効率的な配置に係る方針を都道府県の医療計画において盛り込むと反映</p> <p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】⇒現時点で記載できるデータ無し。 ○年齢調整後の一人あたり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年)) ○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ⇒ 合計 6.9% (7.8%)、 要支援1 24.7% (24.3%)、 要支援2 16.3% (15.1%)、 要介護1 8.5% (7.5%)、 要介護2 8.2% (8.0%)、 要介護3 8.9% (9.2%)、 要介護4 9.4% (9.8%)、 要介護5 10.7% (12.1%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○法定外繰入等の額【減少】 ⇒1,751億円 (2526億円) (2017年度決算 (2016年度決算))</p>	<p>○医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込んだ医療計画を作成した都道府県数 【2020年度までに47都道府県】 ⇒2019年10月時点：0県 2019度中に策定することを都道府県に対して求めている</p> <p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2020年度までに100%】 ⇒ 23.7% (17.7%) (2018年(2017年)) ○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 【2023年度までに100%】 ⇒ 47.6% (40.8%) (2018年(2017年)) ○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】⇒96.1% (91.7%) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【増加】</p>	<p>27. 高額医療機器の効率的な配置等を促進</p> <p>30 i. 地域の実情を踏まえた取組の推進 (地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応の検討)</p> <p>30 ii. 地域の実情を踏まえた取組の推進 (国保財政の健全化委に向け、受益と負担の見える化の推進 (法定外繰入の解消等))</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ⇒ 合計 6.9% (7.8%)、 要支援1 24.7% (24.3%)、 要支援2 16.3% (15.1%)、 要介護1 8.5% (7.5%)、 要介護2 8.2% (8.0%)、 要介護3 8.9% (9.2%)、 要介護4 9.4% (9.8%)、 要介護5 10.7% (12.1%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○年齢調整後の一人あたり介護費の地域差 (施設/居住系/在宅/合計)【2020年度末までに縮減】 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○全国的な保健医療情報ネットワークの構築状況 ○NDB、介護DBの第三者提供の件数【運用開始後(2020年度以降)提供件数増加】 ⇒現時点で記載できるデータ無し。 ○オープンデータの充実化【集計項目数増加】 ⇒新規項目として二次医療圏別集計を7項目追加(2019年度公表分)</p> <p>○コンピュータで審査完結するレセプトの割合【システム刷新後2年以内に9割程度】</p> <p>○既存の支部設定コンピュータチェックルールの移行・廃止【新システム稼働時までに集約完了】</p>	<p>○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】 ⇒96.1% (91.7%) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者【2020年度までに100%】⇒75.9% (2018年度)</p> <p>○全国的な保健医療情報ネットワークの実証状況 ⇒実証の進捗 4段階中4段階(1段階) (2018年度末(2018年12月)) ○NDB、介護DBの連結解析、提供に関する基盤の運用開始【2020年度に運用開始】</p> <p>○「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目16項目の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】 ⇒・社会保険診療報酬支払基金法の改正法が成立(2019年度) ・新システムにかかる調達が完了(2019年度)</p>	<p>32. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進</p> <p>36 ii. データヘルス改革の推進(「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始)</p> <p>36 iii. データヘルス改革の推進(医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める)</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○6領域における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数 【2020年度末までに1領域】 ⇒1領域 (2019年)</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数 37.1時間 (37.9時間) 平均残業時間数 1.9時間 (2.0時間) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化 【2020年度までに改善】 ⇒介護・看護職員1人当たりの在所者数2.0人(2.0人) (2017年度(2016年度)介護サービス施設・事業所調査) ※2017年度を起算点とする</p> <p>○臨床研究中核病院のうち標準化された医療情報の研究利用を開始した医療機関数 【2020年度末までに4機関】 ⇒0機関 (2019年10月)</p> <p>○見直し後の臨床研修の実施を踏まえた基本的診療能力について、自信を持ってできる又はできると答えた研修医の割合【2022年度までに研修修了者の70%】(臨床研修後のアンケート調査により把握) ⇒2020年度より臨床研修プログラムが開始予定。</p> <p>○総合診療専門研修を受けた専攻医数【厚生労働科学研究において2019年度中を用途に将来の各診療科の必要医師数を算出することとしており、その後研究結果を踏まえて指標を設定】</p>	<p>○6つの重点領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数 【2020年度末までに6領域】 ⇒4領域 (2019年)</p> <p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数 【2020年度までに2,000件(延べ件数)】⇒2,214件 (1,120件) (2018年までの延べ件数(暫定値) (2017年度末))</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】⇒38施設(暫定値) (2019年時点) ※2019年度を起算点とする</p> <p>○医療情報の品質管理・標準化に関するMID-NETの経験による研修が実施された医療機関数 【2019年度末までに4機関】 ⇒4機関 (0機関) (2019年10月 (2018年度末))</p> <p>○見直し後の一貫した到達目標に基づいた臨床研修プログラム数【2020年度までに1,000件】 ⇒2020年度より臨床研修プログラムが開始予定。</p> <p>○一貫した評価システムで評価を行った臨床研修医数 【2022年度までに800人】 ⇒2020年度より臨床研修プログラムが開始予定。</p> <p>○総合診療専門研修プログラム数 ⇒プログラム数：411 (2019)</p> <p>○総合診療専門研修を希望する若手医師数⇒厚生労働科学研究の結果を踏まえて指標を設定予定。</p>	<p>36 iv. データヘルス改革の推進 (AIの実装に向けた取組の推進)</p> <p>36 vi. データヘルス改革の推進 (ロボット・IoT・AI・センサーの活用)</p> <p>37. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース (MID-NET) の連携</p> <p>38. 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備</p> <p>39. 総合診療医の養成の促進</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2020年度までに20例】 ⇒2019年度の事例数について2020年3月中に公表予定。</p> <p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2020年度までに3,000人】⇒881人 (528人) (2018年3月時点 (2017年3月時点))</p> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】 ⇒社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置。 (年内に中間取りまとめ)</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数 37.1時間 (37.9時間) 平均残業時間数 1.9時間 (2.0時間) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】 ⇒介護・看護職員1人当たりの在所者数2.0人(2.0人) (2017年度(2016年度)介護サービス施設・事業所調査) ※2017年度を起算点とする</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】 ⇒204人 (2018年度)、前回調査なし</p> <p>○保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数【2021年度までに3,000人】 ⇒883人 (307人) (2017年(2016年))</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】 ⇒2019年度の事例数について2020年3月中に公表予定。</p> <p>○特定行為研修の指定研修機関数【2020年度までに150機関】 ⇒134機関 (87機関) (2019年8月時点 (2018年8月時点))</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】 ⇒38施設 (暫定値) (2019年時点) ※2019年度を起算点とする</p> <p>○地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【毎年度47都道府県】⇒47都道府県 (2018年度)、47都道府県 (2017年度)</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】⇒117回 (2018年度)、前回調査なし</p> <p>○保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数【2021年度までに300市町村】⇒87自治体 (34自治体) (2017年 (2016年))</p>	<p>40 i. 事業所マネジメントの改革等を推進（従事者の業務分担の見直しと効率的な配置）</p> <p>40 ii. 事業所マネジメントの改革等を推進（介護助手・保育補助者など多様な人材の活用）</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合 【2019年度までに85%】 ⇒68% (72.9%) (2018年度実績 (2017))</p> <p>○介護分野における書類の削減 【2020年代初頭までに半減】 ⇒社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置。(年内に中間取りまとめ)</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数 37.1時間 (37.9時間) 平均残業時間数 1.9時間 (2.0時間) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】⇒介護・看護職員1人当たりの在り者数 2.0人 (2.0人) (2017年度 (2016年度))介護サービス施設・事業所調査) ※2017年度を起算点とする</p> <p>○1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数【2020年度末までに増加】 ⇒4.7事業(4.6事業) (2017年度(2016年度))</p> <p>○社会福祉法人数及び1 社会福祉法人当たりの職員数 (常勤換算数)【見える化】⇒社会福祉法人数：20,838 法人 (20,665法人) (2018年3月31日 (2017年3月31日))、1 社会福祉法人当たりの職員数：86.67人 (87.19人) (2018年4月1日 (2017年4月1日))</p> <p>○バイオシミラーの品目数 (成分数ベース)【2020年度末までに品目数を2017年7月時点からの倍増 (10成分)】⇒9品目 (5品目) (2019年10月時点 (2017))</p> <p>○後発医薬品の使用割合【2020年9月80%以上】 ⇒72.6% (65.8%) (2018年9月時点 (2017))</p>	<p>○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2019年度までに1,000人】 ⇒2019年12月1日から2020年2月29日にかけて全国31回実施予定</p> <p>○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】 ⇒73.9% (67.9%) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護分野における生産性向上ガイドライン活用事業所数【増加】⇒ 38施設 (暫定値) (2019年時点) ※2019年度を起算点とする</p> <p>○効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】 ⇒調査研究事業において、2019年度末のガイドライン策定に向けて事例を収集中</p> <p>○バイオシミラーに関する講習会の開催数【年10回以上】 ⇒ 医療関係者向け：12回、 一般・患者向け：2回 (2018年度)</p> <p>○後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】⇒891品目(900品目) (2018年度 (2017年度))</p>	<p>40 iii. 事業所マネジメントの改革等を推進 (事業所マネジメントの改革等を推進)</p> <p>40 iv. 事業所マネジメントの改革等を推進 (介護の経営の大規模化・協働化)</p> <p>44. 45. バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発・普及の推進等</p> <p>49. 後発医薬品の使用促進</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】 ⇒36.9% (40.4%) (2018年 (2017年))</p> <p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒403,866件(329,216件)(2018年度 (2017年度))</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p>	<p>○かかりつけ医の普及に取り組む都道府県割合【2020年度までに100%】 ⇒100% (61.7%) (2019年度 (2018年度))</p> <p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒ホームページにて公表済 (2017年度)</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒9,427,974件(8,000,306件) (2017年度 (2016年度))</p>	<p>51. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】 ⇒90.2% (86.2%) (2018年度 (2017年度))</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 【2020年度までに100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の進捗状況 →78.8% (80.6%) (2018年度 (2017年度)) ・看護小規模多機能型居宅介護 →52.0% (60.1%) (2018年度 (2017年度)) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 →68.7% (61.3%) (2018年度 (2017年度)) <p>○在宅医療を行う医療機関の数【増加】 ⇒23,289機関 (2014年)、22,869機関 (2017年)</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2018年度までに100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業→100% (88.3%) ・認知症総合支援事業→100% (87.8%) ・生活支援体制整備事業→99.9% (87.6%) (2018年度 (2017年度)) 	<p>⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築</p>
	<p>○終了した研究に基づき発表された成果数 (論文、学会発表、特許の件数など)【前年度と同水準】 ⇒前年度と同水準 (2019年) 4858(2018年)</p>	<p>○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採択に基づく、採択課題の継続率【2019年度に100%】 ⇒「中間・事後評価委員会」を2020年2～3月に実施予定</p>	<p>⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組 iii 医療等分野における研究開発の促進</p>
	<p>○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ⇒79.1% (52.6%) (2018年度 (2015年度))</p> <p>○調剤薬局チェーン (20店舗以上) における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ⇒97.2% (62.8%) (2018年度 (2015年度))</p>	<p>○医薬品のバーコード (販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等) の表示率【2020年度までに100%】 ⇒100%～26.2% (100%～3.5%) (薬の種類、表示単位により異なる) (2018年9月時点 (2015年度))</p>	<p>㉔ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善</p>
	<p>○妥結率【見える化】 ⇒病院 (総計) : 98.2% (99.6%) チェーン薬局 : 89.6% (100%) その他の薬局 : 96.4% (100%) 保険薬局計 : 93.7% (100%) (H31.3時点 (H27))</p>		

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,959人(39,344人)(2017年(2016年))</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人(950万人)(2016年度(2012年度))</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒1%増(1%増)(2015年度(2014年度))</p>	<p>○好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】 市町村国保:1,198(1,116) 広域連合:39(39) 健保組合:365(271) 共済組合:27(20) 国保組合:30(16)協会けんぽ支部:48(48) (2018年(2017年))</p> <p>○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 市町村国保:1,036(924) 広域連合:13(12) 健保組合:872(732) 共済組合:43(34) 国保組合:86(64) 協会けんぽ支部:39(40) (2018年(2017年))</p> <p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 ⇒現時点で記載できるデータ無し。</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】818(539)(2018年(2017年))</p> <p>○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数【2020年度までに3万社以上】35,196(23,074)(2018年(2017年))</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】123(102)(2018年(2017年))</p>	<p>② 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</p> <p>② 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒403,866件(329,216件)(2018年度(2017年度))</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数 【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒ホームページにて公表済(2017年度)</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒9,427,974件(8,000,306件)(2017年度(2016年度))</p>	<p>③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ⇒43.6% (42.4%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合) 【2021年度までに45%】 ⇒36.6% (36.6%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 7.7% (7.6%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 43.6% (42.4%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 36.6% (36.3%) (2016年度 (2015年度))</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 ⇒77.6% (73.3%) (2018年3月 (2017年6月)) ※計測時点が平成2018年6月であり、改正法施行以前であることを留意</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】 ⇒53.9% (52.3%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 ※地域差、であることから数値記載は困難</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 ※地域差、であることから数値記載は困難</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 ⇒58.0% (56.8%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 58.0% (56.8%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 ⇒【2017年度精査中】 99.9% (平成28年度)</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】 ⇒100% (平成29年度) 100% (平成28年度)</p>	<p>④⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p> <p>④⑪ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p> <p>④⑫ 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ⇒就労支援プラン（プランに就労支援が盛り込まれたもの）の作成・支援により就労した者及び増収した者の数：21,412人（22,372人）（2018年度（2017年度））</p> <p>上記以外の者であって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者及び増収した者の数：12,620人（9,350人）（2018年度（2017年度））</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 ⇒63%（70%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】 ⇒集計中（来年度に結果が出る予定） 前回調査なし（昨年新設のKPIのため）</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ⇒就労準備支援事業：48%（43%）（2018年度（2017年度）） 家計改善支援事業：45%（40%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 ⇒33%（31%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 ⇒44%（45%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ⇒237,665件（229,685件）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】 ⇒4,898件（5,431件）（2018年度（2017年度））</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 ⇒一時生活支援事業：31%（29%）（2018年度（2017年度）） 子どもの学習・生活支援事業：59%（56%）（2018年度（2017年度）） 生活保護受給者等就労自立促進事業：86%（84%）（2018年度（2017年度））</p>	<p>⑬ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p>

2-1 予防・健康づくりの推進

予防・健康づくりを推進するため、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予防・健康づくりの推進	1				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
2	予防・健康づくりの推進				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	3 i				
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
4	予防・健康づくりの推進				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
5					
予防・健康づくりの推進					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	6				
	7				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予防・健康づくりの推進	8				
	9				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
10					
予防・健康づくりの推進					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	11				
	12				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予防・健康づくりの推進	13				
	14				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	15				
	16				
	17			○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
18	予防・健康づくりの推進				

2-2 多様な就労・社会参加

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
多様な就労・社会参加	19			—	
	20			—	

2-3 医療・福祉サービス改革

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中にあって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	21				
	22			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	23 i				
	ii				
	24				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	25				
	26 i				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	ii				
	iii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iv				
	v			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	27				
	28			—	
	29			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	30 i				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	ii				
	iii			—	
	31 i			—	
	ii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	32				
	33	保険者機能の更なる強化に向けて、			

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	34			<p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病床の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関数【増加】</p>	
	35			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	36 i			—	
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iii				
	iv				
	v			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	vi			<p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2020年度までに2,000件(延べ件数)】</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	37				
	38				
	39		年		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
40 i					
医療・福祉サービス改革					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iv				
	41				
	42			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	43 i			—	
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	44				
	45				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	46 i			—	
	ii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	47				
	48 i				
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	49	③ ⑤ ⑥ ⑦	③ ⑥ ⑦		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	50				
	51				

2-4 給付と負担の見直し

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
給付と負担の見直し	52				
	53				
	54				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
給付と負担の見直し	55				
	56				
	57				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
給付と負担の見直し	58				
	59				
	60				
	61				

2-5 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	① 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正） 【再掲】（⇒26 i、ii、iv、v）			—	—
	② 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討 【再掲】（⇒26 iv）			—	—
	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しを2017年10月から段階的に実施。			—	—
	④ 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点踏まえた医師・看護職員等の需給について検討 【再掲】（⇒28）			—	—
	⑤ 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正 【再掲】（⇒30 i）			—	—
	⑥ 地域医療構想と統合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す） 【再掲】（⇒30 i）			—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築	<p>第7期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進。</p> <p>第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>2020年度まで</p> <p>2023年度まで</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【2020年度までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関の数【増加】</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2018年度までに100%】</p>	○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】	
	⑧ 人生の最終段階における医療の在り方を検討	【再掲】（⇒23 i、ii）		—	—	
	⑨ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討	【再掲】（⇒51）			—	—
	⑩ 看護を含む医療関係職種の評価・質向上や役割分担の見直しを検討	<p>特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援。</p> <p>《厚生労働省》</p>	⇒特定行為研修の内容及び時間数の見直しについて医道審議会で検討し、2019年4月に省令改正を実施。また、都道府県における地域医療介護総合確保基金の活用による看護職の資質向上に係る事業等の実施状況を把握し、事業の推進を支援している。	—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑪ 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組				
	i 改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分	病床の機能分化・連携に係る事業への重点的配分を継続して実施。 《厚生労働省》		—	—
	ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討 【再掲】 (⇒30 iii)			—	—
	iii 機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応 2016年度診療報酬改定において、一般病棟に係る「重症度、医療・看護必要度」を見直し。 2018年度診療報酬改定において、入院医療評価体系について、基本的な医療の評価部分と診療実績に応じた段階的な評価部分を組み合わせた評価体系に再編・統合。			—	—
	iv 都道府県の体制・権限の整備の検討 【再掲】 (⇒26 iii)			—	—
⑫ 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築 【再掲】 (⇒1、4、5、6)			—	—	
⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施。			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑭ 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計				
	i 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 【再掲】 (⇒17)			—	—
	ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 【再掲】 (⇒41)			—	—
	iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施。			—	—
	iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 【再掲】 (⇒36 iii)			—	—
⑮ ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進 【再掲】 (⇒5)			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑯ セルフメディケーションの推進 【再掲】 (⇒13)			—	—
	⑰ 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討 【再掲】 (⇒30 i、32、33)			—	—
	⑱ 高齢者のフレイル対策の推進 【再掲】 (⇒6、7)			—	—
	⑲ 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進 【再掲】 (⇒3 i、ii)			—	—
	⑳ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力で全国展開 【再掲】 (⇒15、16)			—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	① 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等				
	i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施	関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。 《厚生労働省》	グレーゾーン解消制度の申請があった場合に、随時対応。	○好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】 ○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】	
	ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進	「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」を活用し、取組を推進。 自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。 《厚生労働省》	⇒「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。 ⇒介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。	○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 ○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】 ○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数【2020年度までに3万社以上】 ○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】	○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】
	② 介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上			—	—
	【再掲】 (⇒36 vi (ICT・介護ロボットの活用)、 ⇒40 ii (介護助手・保育補助者など多様な人材の活用)、 ⇒40 iv (事業経営の規模の拡大))				

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組				
	i 医療保険のオンライン資格確認の導入 【再掲】 (⇒36 i)			—	—
	ii 医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上 【再掲】 (⇒36 ii)			—	—
	iii 医療等分野における研究開発の促進	プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施。 実現性の高いシステムについて本格運用開始。 《厚生労働省》	臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究において、全国規模のビッグデータ事業の支援を行っている。その中で、平成28年度から構築を進めている包括的慢性腎臓病臨床効果情報データベース（J-CKD-DB）について、令和元年度には、腎臓病予後予測指標等の確立のため、AIによる解析を本格的に開始した。 また、本データベースは、電子カルテ情報からSS-Mix2を活用し、病院間で異なる仕様も標準化して構築されている。	○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採択に基づく、採択課題の継続率 【2019年度に100%】	○終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など） 【前年度と同水準】
	㉑ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討				
	i 高額療養費制度の在り方 高額療養費制度の見直しを2017年8月から段階的に実施。			—	—
	ii 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方 【再掲】 (⇒53)			—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	iii 高額介護サービス費制度の在り方 高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。			—	—
	iv 介護保険における利用者負担の在り方 利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。			—	—
	㊸ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討				
	i 介護納付金の総報酬割 介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施。			—	—
	ii その他の課題 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。 《厚生労働省》		被用者保険者の後期高齢者支援金について2017年度から全面総報酬割を導入するとともに、拠出金負担の特に重い保険者の負担軽減を実施。	—	—
㊸ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討 【再掲】 (⇒52)			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討				
	i 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討 【再掲】（⇒59（軽度者に対する生活援助サービス））			—	—
	ii 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す 【再掲】（⇒46 i）			—	—
	iii 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方針等の検討 【再掲】（⇒48 ii）			—	—
	iv 市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討 【再掲】（⇒54）			—	—
	v 不適切な給付の防止の在り方について検討 不適切な給付の防止を徹底する観点から、医療指導監査に係る調査手法の改善等を図るため、医療指導監査業務実施要領を2018年10月に一部改定。			—	—
㉑ 後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる 【再掲】（⇒49）			—	—	
㉒ 後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討 2018年度の長期収載品の薬価の見直しに伴い、上市から12年が経過した後発品については原則1価格帯に集約。			—	—	
㉓ 後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討 【再掲】（⇒46 iii）			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③1 基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討 【再掲】（⇒46 iii）			—	—
	③2 市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化 【再掲】（⇒46 ii）			—	—
	③3 薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討 【再掲】（⇒46 ii）			—	—
	③4 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善	医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。 《厚生労働省》	⇒2018年1月に「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」を策定し、当該ガイドラインに基づいた取組を推進。 進捗状況については、懇談会において定期的に把握し、改善に向けた取組を推進。	○医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【2020年度までに100%】	○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ○調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ○妥結率【見える化】
③5 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討	医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。 《厚生労働省》	⇒2019年度中を目途に流通改善に係る課題を整理すべく関係団体と協議を行っている。 ⇒2018年9月時点のコード化の進捗状況を調査し、その結果を公表。	—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す	<p>服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進。</p> <p>各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し横展開を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化のための方策を盛り込んだ薬機法等改正法案を第198回通常国会に提出し、第200回臨時国会にて成立した。</p> <p>⇒各都道府県が昨年度実施した取組について、事例集を作成中である。</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</p>	<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】</p>
	③⑦ 平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し	<p>【再掲】（⇒47）</p>			
	③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明	<p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、引き続き検討。</p>		

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③9 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討				
	i マクロ経済スライドの在り方 マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入（2018年4月～）や、賃金に合わせた年金額の改定（2021年4月～）により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを実施（2016年に法案成立）。	マクロ経済スライドの在り方について、その機能の発揮に向け、2016年改正の効果を含め、検証を行う。 《厚生労働省》	⇒2019年8月に公表した財政検証のオプション試算において、2016年改正による年金額改定ルールの見直しの効果についての参考試算を示した。 また、2018年度から施行された未調整分の調整（キャリアオーバー）が2019年度の年金額改定において機能した結果、2018年度からの未調整分は完全に解消している。	—	—
	ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大 【再掲】（⇒19）			—	—
	iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方 【再掲】（⇒20）			—	—
iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 《厚生労働省・財務省》	⇒年金制度の所得再分配機能の強化については、2019年財政検証オプション試算において、被用者保険の適用拡大が基礎年金水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。その結果を踏まえて、2020年の法案提出を予定している制度改正において、被用者保険の適用拡大の具体的な内容について、年金部会等において検討を進め、必要な措置を講じる。	—	—	

取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④① 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《厚生労働省》	⇒就労自立のインセンティブ強化を目的として2018年10月に改正した就労自立給付金について、2019年9月の指導職員ブロック会議等を通じて自治体に制度の確実な実施について周知を行った。	○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】 ○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】
	④② 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえて、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。 生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 《厚生労働省》	→諸外国における低所得世帯に対する医療費の窓口負担や償還払いにおける受療行動や健康指標の変化、医療の内容への影響等に関する知見の収集を目的とする調査研究（社会福祉推進事業）を実施した。当該調査研究の結果も踏まえて、生活保護の医療扶助全体の適正化対策について、今後も引き続き検討する。 →令和3年1月の被保護者健康管理支援事業の施行に向け、準備・試行を行う自治体に対して必要な費用の国庫補助を実施している。 ⇒外部の有識者を交えた「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」の報告書（2019年3月）の内容を踏まえて、2019年9月の指導職員ブロック会議等を通じて自治体に就労支援員の適正配置や被保護者就労準備支援事業の積極的な事業実施等を要請した。 →級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討に向けて、消費支出等に関する地域差の現状分析などに関する調査研究を2018年度に実施した。その結果も踏まえて、引き続き級地制度の見直しに関する検討を行う。	○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】

取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
<p>④2 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】</p> <p>級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。【再掲】</p> <p>≪厚生労働省≫</p>	<p>⇒外部の有識者を交えた「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」の報告書（2019年3月）の内容を踏まえて、就労意欲の喚起に有効な手法・アセスメントツールに関する調査研究を実施している。</p> <p>⇒級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討に向けて、消費支出等に関する地域差の現状分析などに関する調査研究を2018年度に実施した。その結果も踏まえつつ、引き続き級地制度の見直しに関する検討を行う。</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 【2021年度までに65%】</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度100%】</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】</p>	<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合） 【2021年度までに45%】</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【毎年度80%】</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 【2021年度において2017年度比2割以上の改善】</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差 【見える化】</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差 【見える化】</p>

再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	<p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。</p> <p>改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒就労・増収等を通じた自立を促進するため、自立生活のためのプランの中に就労支援を盛り込むこと等を通じ、対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促進。</p> <p>⇒改正生活困窮者自立支援法を着実に施行。特に、就労準備支援事業・家計改善支援事業については、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県への国による助言や、有識者を希望する自治体に派遣するコンサルティング事業を実施する等、きめ細かに支援。</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】</p>
	④④ 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	<p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とした。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>2019年度の雇用保険料と国庫負担については同左。</p>	—	—

3. 社会資本整備等

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組	

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組

社会資本整備等 2. PPP PFIの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組	

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #fff9e6; width: 100%; height: 100%;"></div>
	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	
	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	
	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	
	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="background-color: #f4a460; width: 100%; height: 100%;"></div>	

3-1 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	1 ICTの活用（i-Constructionの推進） 建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進する。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。	橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスにICT活用の対象を拡大する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。《国土交通省》	これまでのICT土工、ICT舗装工、ICT浚渫工に加え、今年度はICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）、ICT法面工（吹付工）、ICT付帯構造物設置工の3工種を追加し、工種拡大した。	○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大	○ICT土工の累積件数（国及び地方公共団体）：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】
	2 インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進） 官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラットフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化の徹底大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、AI等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。 [データプラットフォーム]	社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2018年度はインフラ・データプラットフォーム構築に対して予算を配分）《内閣府》	国土交通データプラットフォーム（仮称）整備計画を令和元年5月30日に公表。同一の地図上に、構造物や地盤情報等を表示するプラットフォームのプロトタイプ版を構築中。 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）において、各省、民間研究開発投資誘発効果が高い領域の施策を推進中。（2019年度もインフラ・データプラットフォーム構築に対して予算を配分）	○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。	○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】
	[研究開発の推進]				

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	3 施工時期の平準化（i-Constructionの推進） 公共工事の施工時期について、年度を通じた平準化の取組推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。	国においては、国庫債務負担行為の積極的な活用を推進し、地方公共団体においては、発注者見通しの統合・公表に参加しない団体に対し、参加を要請する。《国土交通省》	国においては、令和元年度に施工時期の平準化に資する債務負担行為を約3200億円設定。地方公共団体に対しては、地域発注者協議会や個別訪問等を通じて、発注見通しの統合・公表への参加の要請を実施。	○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：毎年度増加（国・都道府県※）、毎年度増加（市区町村） [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※2019年度の改革工程表において、地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する国・都道府県の割合を100%とする目標年度を設定する。 【参考】H30.5時点の参加団体割合 国：都道府県：84%、市区町村：51%	○4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	4 中長期的な担い手の確保 長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。 [技能労働者の処遇改善] [働き方改革]	下請負人まで社会保険加入を徹底し、着実に法定福利費を行き渡らせるため、社会保険制度に関する説明会等を開催する。《国土交通省》 週休2日制や長時間労働の実態把握を行い、現場労働時間の短縮・平準化につながる環境整備等を通じた働き方改革を推進し、担い手の入職・定着を推進する。《国土交通省》	下請負人まで社会保険加入を徹底し、着実に法定福利費を行き渡らせるため、本年5月15日に第2回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会を開催し、重点課題として「見積り・契約各段階での法定福利費等の内訳明示の徹底・促進」を設定した。年度末に第3回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会を開催し、重点課題に対する具体的な取組施策を取りまとめる予定であり、これらを踏まえ、説明会等について2020年度に開催する見込み。 週休2日制や長時間労働の実態把握を実施中。 働き方改革に向けて、第198回国会（常会）にて改正建設業法等を提出。	○建設業許可業者の社会保険への加入率：2019年度を目途に100% ○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2019年度までに100%	○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	[人材育成]	<p>「建設キャリアアップシステム」の円滑な運用と周知・普及を図るとともに、職種毎の特性に応じた建設技能者の能力評価基準づくりを促進するための説明会等の開催する。《国土交通省》</p> <p>女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（H26.8策定）の総括、新計画の策定を行う。《国土交通省》</p>	<p>9月末より、運営主体である（一財）建設業振興基金主催で全国47都道府県にて地方都市セミナーを開催中。（12月中旬まで）</p> <p>10月末日現在、9職種（鉄筋、型枠、機械土工他6職種）の能力評価基準を認定した他、以降順次認定を行い、登録基幹技能者職種全35職種の認定を行う予定。</p> <p>11月よりマネジメントスキル向上特別講習を開催し、キャリアアップシステムへの登録や能力評価の取組を支援。</p> <p>建設業における女性活躍推進に関する新計画の策定のための委員会を設置し、検討を行っている。令和元年内を目途に新計画を策定する見込み。</p>	<p>○建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：2023年度末までに全ての建設技能者が加入</p> <p>○女性技術者・技能者数：2019年を目途に2014年比で倍増</p>	<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
	<p>5 重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化</p> <p>2020年のインバウンド目標（4000万人）の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。</p> <p>[スtock効果の評価手法の検討]</p> <p>[公共事業における事業評価]</p> <p>[地方公共団体が行う交付金事業に関する評価の検討]</p>	<p>事業実施後に、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための指標等を用いて、定量的・客観的に効果を把握するとともに、事業の改善点等の工夫・教訓をアーカイブ化し、これらの知見をPDCAサイクルに活用。《関係省庁》</p> <p>評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事業評価を実施する。《関係省庁》</p> <p>地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の「見える化」など、政策目的の実現性を評価する取組を検討する。《関係省庁》</p>	<p>事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどPDCAサイクルを活用した取組を行っている。</p> <p>「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施している。</p> <p>一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p> <p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	6 効率的・効果的な老朽化対策の推進 長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応する。				
	[自治体の体制強化]	管理者、担い手、地域にとってメリットを享受できる三方よしを実現するため、包括的民間委託・共同処理に係る適切な実施方法を検討する。《国土交通省》	包括的民間委託について、新たに検討会を設置し、検討を進める予定。	○包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数：2020年度末までに20者	○包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[新技術の導入促進]	インフラメンテナンス国民会議等における現場検証試験・実装化等の支援、自治体に対する新技術紹介などにより、メンテナンス分野での新技術の導入を促進する。《国土交通省》	インフラメンテナンス国民会議等の取組の中で新技術を紹介し、新技術の社会実装を支援した。	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	
	[インフラメンテナンス国民会議]	インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図る等、先進・優良事例の横展開を図るとともに、10の地方フォーラムでの活動内容の充実を図る。また、会員の発意により取扱うテーマの拡大を図るなど、より会員のニーズを踏まえた会議内容の充実及び会議の自律的活動の実現を目指す。《国土交通省》	インフラメンテナンス大賞を受賞した事例のパネル展示など、国民会議のイベントを通じて、先進・優良事例の全国展開を図るとともに、全国10ブロックの地方フォーラムにおいて、行政会員である自治体のニーズを踏まえたテーマを設定したフォーラムを開催するなど、活動の促進を図った。また、地方フォーラムでは、会員のニーズの高い地方自治体への新技術の実装に関する支援に重点を置くとともに、各地域の特色を踏まえた独自の取組を行うことにより、国民会議の自律的活動に向けた取組を進めている。	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者	○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2020年頃までに20%

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	7 インフラ維持管理・更新費見通しの公表 長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。				
	[総合管理計画]	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しの「見える化」を推進（改訂に当たっての留意点等に沿って改訂・公表した 団体分から順次実施）《総務省》	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、インフラ維持管理・更新費の見通しも記載項目として設定の上、平成30年度末時点の状況を令和元年9月に公表済み。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[学校施設]	公表済（2012年度） 手引きや解説書を用いた講習会を通じて、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。《文部科学省》	2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援。		
	[社会教育施設、文化施設]	「社会教育統計」等により、社会教育・文化施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	8月末に「社会教育統計」の中間報告を公表したところ。確報については、来年4月公表予定。		
[スポーツ施設]	「体育・スポーツ施設現況調査」により、スポーツ施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	9月末に「体育・スポーツ施設現況調査」の中間報告を公表したところ。確報については、来年4月公表予定。			

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔 水道 〕	水道全体の効率化の効果を含めた維持管理・更新費の見通しを公表するとともに、アセットマネジメントの手引きを改定し、長寿命化等による効率化効果の算定方法を提示することで、地方公共団体による公表について支援する。《厚生労働省》	維持管理・更新費の見通しの公表に向けてデータ収集等の準備を進めている。また、アセットマネジメントの手引き資料の改訂を進めているところ。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔 福祉施設 〕	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	中長期的なインフラ維持管理・更新費用の見通し公表に向けた検討を実施している。		
	〔 医療施設 〕	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	中長期的なインフラ維持管理・更新費用の見通し公表に向けた検討を実施している。		
	〔 農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《農林水産省》	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通し公表に向けた検討を実施している。		
	〔 道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、2018年11月30日に公表した。また、維持管理・更新費の見通しの標準的な算定方法を示し、地方公共団体による公表を支援する。《国土交通省》	昨年公表したインフラの維持管理・更新費の見通しについて、メンテナンス会議等により、地方公共団体に情報提供を行った。		
	〔 一般廃棄物処理施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方を提示し、地方自治体による公表を支援する。《環境省》	維持管理・更新費見通しについて、調査を実施し、今年度中をめどに公表を予定している。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援 「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が実効的な計画策定を支援する。	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するにあたってのベンチマークをガイドラインで示すなど、地方自治体へ支援を実施する。また、個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行うとともに、集約化・複合化等による成果事例の収集・周知を行う。《関係省庁》 ※策定率の低い分野（2017年度末時点の策定率が30%未満）における具体的支援策は下記のとおり。	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、優良事例やガイドラインの横展開などの地方自治体への支援を実施するとともに、K P I第2階層に位置付けられた集約・再編、廃止等の状況のフォローアップを行った。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[全体計画]	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に係る解説書を周知するとともに、公立学校施設整備費について、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する。 《文部科学省》	2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す。		
	[学校施設]	個別施設計画の策定状況を把握し、地方公共団体に策定を促すよう周知する。 《文部科学省》	地方公共団体の担当者が集まる会議やシンポジウムにおいて、個別施設計画の策定を促すために、既に策定した自治体の好事例を紹介するほか、策定内容のイメージを持っていただくための説明を行った。		
	[社会教育・文化施設]				

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔スポーツ施設〕	<p>スポーツ施設のストック適正化ガイドラインを周知するとともに、学校施設環境改善交付金（社会体育施設整備事業）について、個別施設計画の策定状況等を総合的に考慮し事業採択する。</p> <p>個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画を策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる。《文部科学省》</p>	<p>「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を踏まえた個別施設計画策定において、施設の集約・複合化や広域連携等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けの講習会の開催等を行っている。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
	〔福祉施設〕	<p>個別施設計画未策定の地方自治体に向け、計画策定のため、参考事例を周知する。《厚生労働省》</p>	<p>各自治体に計画策定を促すとともに、定期的に策定状況調査を実施している。また、参考事例について、現在複数自治体から周知に向けて収集中である。</p> <p>加えて、各施設類型ごとに施設の実態を把握したうえで、ガイドラインの策定を含めた対応を検討している。</p>		
	〔医療施設〕	<p>地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》</p>	<p>各自治体に計画策定を促すとともに、定期的に策定状況調査を実施している。また、設定に当たって専門性を要する記載事項（点検手法、点検周期等）の設定に苦慮していることを踏まえ、作成手順や計画のひな形を内容とするガイドラインを発出予定。</p>		
	〔地すべり防止施設〕	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画策定に対して農村地域防災減災事業で支援。 ・未策定地区のある道府県に対し、2017年に作成した手引きを活用して効率的・効果的に計画を策定した事例を紹介。 ・特に進捗の遅い県に対して直接指導を行う。《農林水産省》 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画策定に対して農村地域防災減災事業で支援を行った。 ・未策定地区のある道府県に対し、2017年に作成した手引きを活用して効率的・効果的に計画を策定した事例を紹介した。 ・特に進捗の遅い県に対する直接指導などを通じて策定率が大きく向上した。 		
	〔漁業集落環境施設〕	<p>先進事例・優良事例の充実などによるガイドラインの改正等を行うとともに、個別施設計画未策定の地方自治体に対し、ガイドラインの説明会等を行う。《農林水産省》</p>	<p>ガイドラインについては、2019年度内に改正見込み。</p> <p>ガイドラインの説明会については、全国で計13回、約700人の地方自治体職員に対して実施した。</p>		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開 「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。				
	[総合管理計画]	総合管理計画の主たる記載内容等の一覧表において、公営企業施設について全ての施設類型（上下水道、病院など）ごとに記載する。将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表する。財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表する、など「見える化」を推進<総務省>	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、改革工程表に沿って記載項目を設定の上、平成30年度末時点の状況を令和元年9月に公表済み。平成29年度決算分の財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて得られるストック情報について公表（都道府県・指定都市の平成29年度決算分について、令和元年8月に総務省ホームページにて公表済み。市町村の平成29年度決算分については、令和元年末までに公表予定。）。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設]	・学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催することにより、各自治体における長寿命化計画の策定を推進する。 ・社会教育施設の複合化・集約化に関する事例を研修会等で周知する。 ・スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業を実施し、その成果等を公表する。<文部科学省>	2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す。	○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	
[水道]	個別施設計画について計画策定状況等を公表し、横展開を図るため、先進・優良事例をとりまとめる。<厚生労働省>	地方公共団体ごとの個別施設計画の策定状況は、HPで公表済み。横展開に向け、参考となる事例を収集中である。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔福祉施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、参考事例を周知する。《厚生労働省》	都道府県ごとの個別施設計画については、策定対象施設数及び計画策定済み施設数を把握し、HPに公表している。加えて、市町村ごとの策定状況についても公表を検討している。また、参考事例について、現在複数自治体から周知に向けて収集中である。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔医療施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》	都道府県ごとの個別施設計画については、策定対象施設数及び計画策定済み施設数を把握し、HPに公表している。加えて、市町村ごとの策定状況についても公表を検討している。また、参考事例の収集について、策定済みの自治体から参考事例の入手を進めている。		
	〔農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《農林水産省》	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容の公表について検討中。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集については、地方公共団体に周知するとともに、農林水産省HPで公表し、横展開を図った。		
	〔道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《国土交通省》	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容の公表について、検討中。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>[一般廃棄物処理施設]</p> <p>[総合管理計画・個別施設計画の策定状況]</p>	<p>地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《環境省》</p> <p>地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表を公表する。《内閣官房、関係省庁》</p>	<p>個別施設計画の策定メリット等について周知した事務連絡内において、主な記載事項を周知するとともに、今年度中をめどに主たる内容を記載した一覧表及び優良事例等をまとめた事例集を作成・公表予定。</p> <p>2018年12月に地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表（2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点）を公表。また、2019年9月に2019年4月1日時点（国土交通省分は2019年3月31日時点）の情報に更新し、公表。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

3-2 PPP/PFIの推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプランに基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。これらにより、2013年度～2022年度の10年間でPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
PPP/PFIの推進	10 PPP/PFI推進アクションプランの推進 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。 〔 PPP/PFI推進アクションプラン 〕	施策の進捗状況（導入件数・事業規模）や導入により見込まれる歳出削減効果等についてフォローアップ（集計・公表）を行うとともに、アクションプラン前期5年のレビューの結果等を踏まえ、更なる推進に向けたアクションプラン改定を行う。《内閣府、関係省庁》	2019年2月にアクションプラン前期5年のレビューを公表。レビューの結果を踏まえ、アクションプラン(令和元年改定版)は6月21日に改定済。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 水道 〕	新たな許可制度の運用について官民連携推進協議会等の場において周知するなど、改正水道法の趣旨を踏まえた取組を推進する。《厚生労働省》	これまで官民連携推進協議会を2回（神奈川県、大阪府）、地域懇談会を5回（東京都、愛知県、宮城県、福岡県、兵庫県）開催し、改正水道法に基づく新たな許可制度の運用について周知した。今後、本年度中に官民連携推進協議会を2回（福岡県、長野県）実施する予定。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	
	〔 下水道 〕	PPP/PFI推進アクションプランの数値目標である6件について、フォローアップを続け、実施方針の策定完了を目指す。《国土交通省》	PPP/PFI推進アクションプランの数値目標である6件の達成に向けて、関係する地方公共団体に対する技術的助言等の案件形成支援を行い、引き続き実施方針の策定完了を目指して取り組んでいるところ。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
P P P / P F I の 推 進	〔 空港 〕	北海道における7空港でのコンセッションの導入について、イコールフットイングの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。《国土交通省》	北海道における7空港については、本年7月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で本年10月に実施契約を締結したところ。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 交付金事業・補助金事業 〕	公営住宅、下水道、都市公園について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。《関係省庁》	PPP/PFIの一部要件化の実施・適用について、公営住宅、下水道、都市公園に加えて、2019年度から廃棄物処理施設、浄化槽を追加した。また、PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年度改訂版）に基づき、集落排水事業についてPPP/PFI導入検討の要件化に向けた検討を行っている。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	
11	優先的検討規程の策定・運用 地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援を行う。	優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。《内閣府、総務省、関係省庁》	①策定済みの団体に対して、アンケート調査により、運用状況について照会を実施した。 ②個別訪問、電話、プラットフォーム等を通じて人口20万人以上の未策定団体に対して策定の再要請及び検討状況のヒアリング、課題解消に向けた助言支援等を実施した。 ③個別訪問、電話、プラットフォーム等を通じて人口20万人未満の未策定団体に対して策定の働きかけ、助言支援等を実施した。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
PPP / PFI の推進	12 PPP / PFI 推進のための地方公共団体への支援 地方公共団体等がPPP / PFI に取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。	具体的なPPP / PFI 案件形成を促進するため、地域PFの全国への普及を促進する。その際、人口規模が小さい地方公共団体においても案件形成がなされるよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域PFへの参画を促す。あわせて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》	2019年度には、新たに5地域で、地方公共団体や地元企業、地域金融機関が参加するPF形成を支援し、地域PFの全国への普及を促進した。また、従来の取組に加え、2019年度に創設した地域プラットフォーム協定制度により21地域プラットフォームと5月に協定を締結した。あわせて、地方公共団体に対する専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成等の取組を強化した。市町村長のイニシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換会を開催した。官民対話（サウンディング）の場の創出については、その取組を更に進めるとともに、サウンディングの留意点を地方公共団体あての説明会や手引き等により周知した。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP / PFI 事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP / PFI 推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	{ 地域プラットフォーム }	改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により、地方公共団体への相談支援体制を強化する。《内閣府、関係省庁》	地方公共団体からのPPP / PFI に関する質問・相談に対し、適切に回答・情報提供をしており、講演や説明会等において、改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度の継続的な周知を行っている。また、PFI推進機構より地方公共団体、地域金融機関、事業者等へのアドバイスやノウハウ提供等を行っている。		
	{ ワンストップ窓口 }	市町村長への直接的な働きかけ等を行うとともに、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、導入可能性調査の簡素化等を含めた柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。《内閣府、関係省庁》	専門家派遣・地域プラットフォーム等を通じて、地方公共団体がPPP / PFI を検討するにあたっての課題解消に向けた助言支援等を実施した。また、PPP / PFI の実施主体の裾野拡大を図るため、導入可能性調査を地方公共団体職員自らが簡易的に行うことが可能なマニュアルを公共施設の空調整備事業等を例に作成し、地方公共団体に対して周知を行った。		
	{ 人口20万人未満の地方公共団体への対応 }	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP / PFI を導入している海外事例の調査を行う。《内閣府、関係省庁》	2019年10月から11月にかけて、英・米・仏の各国の事例を現地調査を実施した。2020年2月頃に報告書を取りまとめる予定。		
{ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ }					

3-3 人口減少時代に対応したまちづくり

人口減少時代に対応したまちづくりを促進するため、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進めるとともに、所有者不明土地対策等を推進する。これらにより、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	13 スマートシティの推進 人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。 [スマートシティ]	デジタル・トランスフォーメーションやICT等の新技術を活用して都市・地域の課題解決と全体最適化を図るスマートシティを推進するため、都市・地域全体を分野横断的に最適化するソリューションシステム等を実装するモデル事業を、関係機関、自治体、民間事業者と連携して実施する。《国土交通省》	スマートシティモデル事業を令和元年5月に選定し、プロジェクトの実施に関する財政支援やノウハウ支援を行っているほか、横展開に向けた体制づくりのため、関係府省との連携により官民連携プラットフォームを設立した。	—	—
	[データプラットフォーム【再掲】(⇒2)]	社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》【再掲】(⇒2)	国土交通データプラットフォーム(仮称)整備計画を令和元年5月30日に公表。同一の地図上に、構造物や地盤情報等を表示するプラットフォームのプロトタイプ版を構築中。【再掲】(⇒2)	○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。【再掲】(⇒2)	○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]【再掲】(⇒2)

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
<p>14 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。オープンデータ化等による都市計画に関するデータの利用環境の充実、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。</p> <p>〔 計画に対する予算措置等による支援 〕</p> <p>〔 支援施策の充実 〕</p>	<p>・予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>・さらに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携など、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、前年度に行った個別の働きかけを踏まえ、積極的に相談に応じるなど、個々の自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>	<p>・予算措置等により市町村の計画作成支援を行った。</p> <p>・現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを昨年度に引き続き、継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を一体的に策定するよう相互に働きかけを行った。</p> <p>・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組の支援を行った。</p> <p>・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供した。</p> <p>・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p> <p>・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進した。</p> <p>2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、前年度に行った個別の働きかけを踏まえ、積極的に相談に応じるなど、個々の自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施した。</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p> <p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	

人口減少時代に対応したまちづくり

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	〔モデル都市の形成・横展開〕	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。 ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携やスポンジ化対策等の重点テーマに応じた、モデル都市第3弾を選定し、横展開を図った。また、これまでのモデル都市を重点テーマ別に分類し、市町村が参照しやすいよう整理を行った。 ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、支援施策の要件の見直しを行った。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供を行った。 	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p>
	〔都市計画に関するデータの利用環境の充実〕	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に作成するオープンデータ化のガイドラインについて周知を図るなど、都市計画基礎調査情報の利用・提供を促進。 ・都市に関する情報を市町村ごとにカルテ形式でまとめた「都市モニタリングシート」について都市間比較等における活用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年3月に策定した都市計画基礎調査の利用・提供ガイドライン等を用いて、都市計画基礎調査の利活用環境充実のため、全国の地方公共団体の担当者等に対する説明会・研修会を実施中。 ・厚生労働省との連携により、全国的に整備が可能な項目の集録追加を実施し、指標数の拡大により利用者が詳細な分析をできるよう都市モニタリングシートの改良を実施した。 		
	〔効果的な評価指標の啓発〕	<ul style="list-style-type: none"> ・健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用を推進する。 	<p>各種の都市計画に関する会議の場や立地適正化計画に取り組む自治体に対する個別のコンサルティングを通じて「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行者量（歩数）調査のガイドライン」及び「まちの活性化を測る歩行者量調査のガイドライン」について紹介・説明し、立地適正化計画に係る効果的な評価指標の啓発を図った。</p>		
〔スマート・プランニングの推進〕	<ul style="list-style-type: none"> ・人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。 ・土木学会のもとに設置された「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体都市での検証を通じて、多様な施策の評価の検証を行った。 ・セミナーや勉強会を開催し、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図った。 			
		<p>≪国土交通省≫ ≪コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）≫</p>			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	15 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。	運輸局等による地域公共交通網形成計画策定の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催するなど、必要な支援策を講じる。《国土交通省》	地方運輸局等により、地域公共交通に関する研修を実施するほか、地域公共交通網形成計画等の策定に対する予算・人材・ノウハウ面の支援を実施している。あわせて、幹線バス交通、コミュニティバス、デマンドタクシー等の生活交通の確保・維持等への支援を実施している。その結果、地域公共交通網形成計画は2019年10月末時点で537件が策定済みとなっている。 さらに、今後見込まれる人口減少の本格化や、高齢者運転の問題や運転者不足の深刻化など、地域の足をめぐる環境はますます厳しくなっているため、地域公共交通活性化再生法等の法律の枠組みも含め、各種制度の強化を進めていく必要があると考えており、交通政策審議会を開催して、これらの課題について具体的な検討を進めているところ。	○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件	○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】 ※地域交通フォローアップ・イノベーション検討会の結論を踏まえ適宜修正
	16 都市計画道路の見直し 都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。	2017年度及び2018年度に策定した「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》	2019年4月の「全国都市計画主管課長会議」等の、全国の地方自治体の担当者が集まる会議において、「手引き」の周知等の横展開を行った。	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%	○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
17 既存ストックの有効活用 空き家・空き地の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。 [先進的取組や活用・除却への支援]	空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。 ≪国土交通省≫ 空き地モデル調査を実施する。 ≪国土交通省≫ 不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業に関する制度的対応及びモデル事業等による活用促進を行う。 ≪国土交通省≫ 地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を実施する。 ≪国土交通省≫ 地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を実施する。 ≪国土交通省≫ 市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を実施する。 ≪国土交通省≫	空き家等の流通促進のための不動産団体等の支援について、2019年6月にモデル事業者を公募し、2019年7月に20団体を採択。優良事例の横展開は、2019年10月以降に全国7箇所でのこれまでの取組についての事業報告会を開催予定。 NPOや市町村等の団体計7団体（2019年6月に5団体、8月に2団体）を支援対象団体として採択し、モデル調査を実施している。2019年度内に空き地の活用方策について普及を図る予定。 クラウドファンディングを行う不動産特定共同事業者に係る業務管理体制や情報開示項目について記載したガイドラインを、2019年4月に適用した。小規模不動産特定共同事業に係るモデル事業の対象者について、2019年9月に2件、10月に1件選定した。小規模不動産特定共同事業に係る実務講習について、2019年5月に講習実施法人の指定を行った。現在指定法人が講習の受講者を募集しており、11月から3月にかけて講習を実施する予定。 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を行った。 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を行った。 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を行った。	○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2017年から2022年までの間に約500億円 ○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割	

人口減少時代に対応したまちづくり

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に 対応したまちづくり	〔 先進的取組や活用・除却への支援 〕 〔 情報の充実等 〕 〔 未利用資産等の活用促進 〕	2018年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《国土交通省》	昨年度に引き続き、各種制度について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。	○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件	○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
		宅建業者が地図上でハザード情報等を一元的に確認できる不動産総合データベースの本格運用を開始するとともに、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実の検討を行う。 《国土交通省》	不動産総合データベースの構築・運用に向けた調査・調整を引き続き行うとともに、2019年9月に有識者による研究会を開催し、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実に向けて議論を行った。	○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件	
		消費者の建物状況調査（インスペクション）に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことを通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。 《国土交通省》	宅地建物取引業者により建物状況調査を促すための改正宅地建物取引業法や、消費者が安心して既存住宅を購入できるようにする「安心R住宅」の周知・普及を推進。	○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%	
		国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。《財務省》 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付けた上で、売払い又は定期借地権による貸付けを行い、利用要望がない場合は一般競争入札により処分している。平成30年度末の固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。先進的な取組事例の把握のため、各地方公共団体に対して調査を実施しており、その結果を取りまとめた上で横展開を行っていく予定（年度末まで）。	○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%	

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
人口減少時代に対応したまちづくり	〔 未利用資産等の活用促進 〕	<p>総務省HPにおいて、各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>固定資産台帳のデータへのリンク集について、令和元年8月に総務省ホームページにて公表済み。</p> <p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については、基本方針の策定状況等について各地方公共団体に対して調査を実施しており、調査結果を踏まえてリンク集を作成予定（年度末まで）。</p> <p>平成29年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表（都道府県・指定都市の平成29年度決算分について、令和元年8月に総務省ホームページにて公表済み。市町村の平成29年度決算分については、令和元年末までに公表予定。）。</p> <p>公的不動産活用推進について、「公的不動産活用推進に関する関係省庁連絡会議」を本年6月に開催し、各省の取組状況の共有を行い、公的不動産の活用推進に向け、各省が取り組むべき事項について議論を行った。</p> <p>また、地方自治体におけるPRE戦略の普及のため、国、地方自治体の職員等を対象とした研修を本年7月に実施するとともに、地方自治体や民間事業者等を対象として、地方における不動産特定共同事業法など証券化手法の活用促進に向けたセミナーを今年度5箇所（11月末時点の予定）で開催予定であるなど、今後も周知を図っていく。</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</p>	<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務局で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う。 《財務省、総務省》</p>	<p>既存ストックの有効活用に向け、全市町村等と財務省財務局・財務事務局間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定に向けた検討を行っている。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし、公表する予定としている。有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえ検討を行っている。</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
<p>18 所有者不明土地の有効活用</p> <p>所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。</p> <p>〔 相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等 〕</p> <p>〔 長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消 〕</p> <p>〔 遺言書保管制度の円滑な導入 〕</p>	<p>相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握するための仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討するとともに、2018年1月に策定した「所有者不明私道への対応ガイドライン」について周知・広報する。《法務省》</p> <p>長期相続登記等未了土地の解消を図る。また、変則的な登記がされている土地の解消を図るため、2019年通常国会へ法案を提出し、法案成立後、解消方策の実施を開始する。《法務省》</p> <p>法務局における遺言書の保管等に関する法律関係の政省令の検討・制定を行う。《法務省》</p>	<p>相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握するための仕組み、土地を手放すための仕組み等について、2019年2月に公表された「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書」を踏まえ、同月、法務大臣から法制審議会民法・不動産登記法部会に諮問を行い、調査審議が進められているところであり、2020年末までに必要な制度改正を実現する見込み。</p> <p>「所有者不明私道への対応ガイドライン」について法務省HP等で周知・広報を行っている。</p> <p>現在、長期相続登記等未了土地の解消作業を約70,000筆の土地について実施している。変則的な登記がされている土地の解消を図るため、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が2019年通常国会で成立した。2019年度末までに変則的な登記がされている土地(表題部所有者不明土地)7,700筆について解消作業を開始する。</p> <p>引き続き、法務局における遺言書の保管等に関する法律関係の政省令の検討を行っており、2019年度内に公布見込みである。</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

人口減少時代に対応したまちづくり

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
人口減少時代に 対応した まちづくり	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行 土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（2019年6月1日完全施行）の円滑な施行に向け、ガイドラインの整備等を行う。また、土地の管理や利用に関して関係者に求められる役割や、その担保方策に関して、2018年度中に提示予定の具体的方向性を踏まえて検討する。《国土交通省》	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な施行に向け、地域福利増進事業ガイドラインの整備等を行った。また、国土審議会のとりまとめを踏まえ、法改正に向けた作業を進めており、2020年に土地基本法等の見直しを行う。あわせて、人口減少社会に対応した新たな総合的土地政策の策定に向けた検討を行っている。	○所有者不明土地の収用手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）	○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件
	所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置	所有者不明土地を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等について、2018年度中に提示予定の具体的方向性を踏まえ、2020年度から始まる第7次国土調査事業十箇年計画の策定に向けた国土調査法等の見直しを行う。《国土交通省》	国土審議会「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の報告書（令和元年6月28日公表）で示された方向性に従い、令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の策定に向け、次期通常国会における国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正を目指して検討を行っている。		
	所有者不明農地・森林に関する新たなスキーム等	所有者不明農地等について、共有農地の管理者の判断で農地中間管理機構に利用権を設定できる制度の運用を本格化するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（改正農業経営基盤強化促進法は2018年11月16日施行）《農林水産省》	法施行後、全国46都府県において説明会を開催し、制度の周知を図った。	○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】	○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割
		所有者不明の森林について、より簡素な手続きで市町村に森林管理を集約できる制度の運用を開始するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（森林経営管理法は2019年4月1日施行）《農林水産省》	本年4月からの半年間で、都道府県単位の市町村職員向けの説明会等を63回開催し、森林経営管理法が円滑に運用されるよう取り組んだ。	○新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割	○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割
		林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により重点課題として支援する。《農林水産省》	所有者や境界の情報を整理した林地台帳を整備し、2019年4月より、運用を開始。集積・集約化を進める森林組合や林業事業者に対して情報提供が可能となった。 林地台帳を活用し、本年4月に施行された森林経営管理法に基づき、市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に、森林所有者の今後の森林の管理に関する意向調査等を開始。		